

賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業費補助金については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育の受け皿整備に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

(補助の対象)

第3条 この補助金の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する民間の事業者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条に規定する保育所について、法第35条第4項の規定により知事の認可を新たに受けようとする事業者
 - (2) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所（以下「小規模保育事業所」という。）について、法第34条の15第2項の規定により市町村長の認可を新たに受けようとする事業者
 - (3) 法第35条第4項の規定により知事の認可を受けた保育所を設置している事業者であつて、認可を受けた定員を拡大しようとする事業者
 - (4) 法第34条の15第2項の規定により市町村長の認可を受けた小規模保育事業所を設置している事業者であつて、認可を受けた定員を拡大しようとする事業者
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助の対象とならない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(対象施設)

第4条 この補助金の対象施設は、保育対策総合支援事業費補助金のうち保育所等改修費等支援事業を実施する施設であつて、賃貸借（ただし、書面により契約を締結するものに限る。）により建物を借り受け、保育所又は小規模保育事業所の用とするために改修等を行う施設とする。ただし、市町村が設置する施設を除く。

(補助金の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額に第4欄に定める補助率を乗じた額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第6条 事業者は、この事業を実施しようとするときは、あらかじめ県と協議し、その承認を受けるものとする。

2 前項の承認を受けた後、この補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請により補助金の交付が決定した後、事情の変更等により申請の内容を変更しようとするときは、別紙様式2を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条に定める交付申請のあった補助事業について適当と認めるときは、第8条の条件を付して補助金の交付を決定し、事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

(暴力団密接関係者)

第9条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第3条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(実績報告)

第10条 事業者は、補助事業の実績を別紙様式3により知事が別に定める日までに知事に報告しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、前条に定める実績報告のあった補助事業について適当と認めるときは、事業者に額の確定の通知を行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付は精算払によるものとし、事業者は、前条による額の確定を受けた補助金を請求しようとするときは、別紙様式4を知事に提出するものとする。

(補助金の返還)

第13条 事業者は、補助金の交付があった以降において、補助事業に更正すべき事由を生じ、かつ交付すべき額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について県に返還するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成30年5月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日を限りにその効力を失う。ただし、本事業の精算をする場合は、同年5月31日まで、なおその効力を有する。

附則

- 1 この要綱は、令和元年9月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年9月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

3 この要綱は、令和5年3月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
第3条第1項第1号又は第2号に該当する者	認可定員に2,800,000円を乗じた額	事業を実施するために必要な工事費、工事期間（当該工事の始期の属する月から終期の属する月までの期間）に係る建物の賃借料、及び建物の賃貸借	1/8以内
第3条第1項第3号又は第4号に該当する者	認可定員のうち事業により拡大した定員に2,800,000円を乗じた額	契約に係る礼金（敷金を除く。）。ただし、第6条第1項による承認を受けた日以降に支払った経費に限るものとし、寄附金その他の収入額を控除した額とする。	